）

年　　月　　日

宮崎県知事　　　　　　　殿

住所

法人名

代表者職氏名

補助金等交付申請書

　トラック運送事業者業務効率化支援事業補助金交付要綱に基づく令和　　年度トラック運送事業者業務効率化支援事業補助金については、　　　　　　　　　　円を交付されるよう、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第３条の規定により、関係書類を添えて申請する。

１　添付書類

（１）事業計画書（様式第１号）

（２）収支予算書（様式第２号）

（３）納税証明書

（４）個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第３号）

（５）誓約書（様式第４号）

２　本件担当者氏名等

担当者氏名

電話番号

電子メール

別記

様式第１号（第５条関係）

実施計画書

１　補助対象区分（対象区分に✔を入れてください。）

　運行の効率化に資するシステムや機器の導入

　荷役作業の軽減に資する機器の導入

　共同配送や中継輸送の導入

　その他業務効率化に資する事業

２　実施計画期間

　　　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

３　事業の概要等

|  |  |
| --- | --- |
| 目的・背景 | （事業実施に至る背景（課題）等を記入してください。） |
| 事業内容 | （事業内容について具体的に記入してください。） |
| 期待される効果 | （事業によって期待される効果について、数値等を用いて具体的に記入してください。） |

４　補助対象経費等

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | ○○○○○○円  （以下内訳）  ・・・・・　　　○○○○円  ・・・・・　　　○○○○円 |
| ○○○○○○円  （以下内訳）  ・・・・・　　　○○○○円  ・・・・・　　　○○○○円 |
| 合計（Ａ） | ○○○○○○円 |
| 補助基準額  （（Ａ）×１／２以内） | ○○○○○○円 |

　　※補助対象経費については内訳を記入すること。

　　※補助基準額に千円未満の端数がある場合は切り捨てること。

　　※補助基準額の上限は１事業者あたり100万円であること。

５　補助金担当者連絡先

　　氏名：

　　電話：

　　Mail：

様式第２号（第５条関係）

収支予算書

１　収入の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 金額（円） | 備考 |
| 県補助金 |  |  |
| 自己資金 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合計 |  |  |

２　支出の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 金額（円） | 備考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合計 |  |  |

　※　見積書を添付すること。

様式第３号（第５条関係）

　　　年　　月　　日

　宮崎県知事　　　　　　　殿

住　 　所

団 　 体 　 名

代表者の職氏名

特別徴収実施確認・開始誓約書

　チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

**１　領収証書の写し添付**

□　当事業所は、現在　　　　　　市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

**→　６か月以内の領収証書の写しを添付してください。**

**２　添付する領収証書の写しがない場合等**

(1) 特別徴収実施確認

□　当事業所は、現在　　　　　　　市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→　**確認印を受けてください。**

**上記市町村の特別徴収義務者指定番号：**

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

□　当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→　**確認印を受けてください。**

(3) 開始誓約

□　当事業所は、 　　年　　月から、従業員等の個人住民税について　　　 市（町・村）確認印

特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付し

てください。

→　**確認印を受けてください。**

様式第４号（第５条関係）

年　　月　　日

　宮崎県知事　　　　　　　殿

　住　　所

　 氏　　名

　 （法人にあってはその名称及び代表者の）

　 生年月日 年　　月　　日（性別）

誓　　約　　書

　私は、○○年度トラック運送事業者業務効率化支援事業補助金の交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

□　自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条

第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　ウ　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者